

在宅医療等連携研修事業実施要領

第1 事業内容

県は、在宅医療の推進のため、在宅医療への理解を促進し、在宅医療の実態や望ましい連携の在り方等の研修を実施する医療機関等及び医療介護従事者団体に対し講師を派遣し、その費用を負担する。

第2 対象経費

県が負担する費用は、報償費（旅費相当額含）とする。

第3 報償費基準額

県が負担する報償費（旅費相当額含）は以下のとおりとする。

ただし、講師本人や申請者との調整により、この金額以下とすることを妨げない。

対象者	基準額
県外講師	10万円
県内講師（医師）	3万円
県内講師（医師以外）	2万円

第4 事業の実施方法

- 1 別紙様式1により、講師派遣依頼書を県に提出。
- 2 県と申請者で講師の人選等の調整。
- 3 県から講師に講演を依頼。
- 4 申請者は、研修終了後15日以内に、実施報告書（別紙様式2）を提出する。
- 5 研修終了後、県から講師に報償費を支払う。

附 則

- 1 この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。